

令和2年3月4日

小・中学校保護者のみなさま

世田谷区教育長 渡部 理枝

臨時休業中の児童・生徒の生活について（第2版）

令和2年2月28日付で3月2日（月）から14日（土）までの小・中学校の臨時休業中のお子さんの生活についてお知らせいたしましたが、訂正及び追加のご連絡等がございます。ご確認の上、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、3月16日（月）以降の取り扱いについては、別途連絡をいたします。

1 中学校の学年末考査の結果等の返却について

（1）学年末考査の結果等については、お子さんの学校休業中の学習に役立つものと考え、臨時休業中ですが、以下の方法で返却をさせていただくことといたします。

① 返却する日時

3月5日（木）、6日（金）、9日（月） 午前9時から午後4時までの間
具体的な返却時刻や場所については、学校よりご連絡します。

② 返却する方法

クラス15名以内を1グループとし、1グループごとに可能な限り短時間で、答案と模範解答等を配付します。

③ 返却にあたって

- ・ 校舎内に入る際には、アルコール等の消毒や手洗いをするように準備します。
- ・ 教室等の返却する場所では生徒同士が一定の距離を置いて座れるようにします。
- ・ 教室等の換気を励行します。

（2）学校への行き帰りでは、人が多く集まる場所をできるだけ避けるよう、お子さんにお話してください。

（3）この日時でのお子さんへの返却が難しい場合は、個別に対応いたします。遠慮なく学校にご相談ください。

（4）返却の際に、健康状況や学習、生活の様子を確認させていただく予定です。

2 給食費について

給食費は、食材購入の関係から3月2日（月）から5日（木）分までいただくことをお伝えしておりましたが、3月2日（月）から5日（木）までの期間も含む14日（土）までの臨時休業期間中は、給食費をいただかないことに変更いたしましたので、ご案内させていただきます。

問い合わせ先

教育委員会事務局

教育指導課 指導主事 5432-2703

学校健康推進課 学校給食係 5432-2697